

第1回静岡県防災会議専門部会（南海トラフ地震防災対応）でいただいた意見とその対応（案）

第1回専門部会での主な意見	対応案（検討の方向性）
1. 情報の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まっている」という表現の解釈が難しく、自治体としても行動を起こすに至れない。<u>統一的に対応を促すような判断基準、住民から見ても危険が迫っていることが分かるような情報が欲しい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「南海トラフ沿いの異常現象への防災対応検討WG」において、「各主体が想定している状況等を正しく理解した上で、国全体で調和を図りつつ、各主体があらかじめ計画を策定して、自ら対策を定めておくための仕組み」について検討することとなっている。 ・情報発信の主体が国であることから、本検討に基づく意見を付して、国WGでの検討を要請する。 ・国の検討を受け、静岡県の地域特性を踏まえた対応について検討していく。
2. 脆弱性の評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生の可能性と脆弱性（地域の地震災害リスクの程度等）に基づく対応の検討は良いと思うが、地震発生の可能性は相当不確実なものと言わざるを得ない。そのため、それぞれの地域にどのような危険性があるのかというような「脆弱性」について、<u>具体的に検討していく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対応の実施の判断基準にあたる「脆弱性」について、国WG報告書や県によるヒアリング等に基づき例示する。 ・「脆弱性」に基づく防災対応のうち、住民避難について、現行の地震防災応急対策（地域防災計画）と対比しながら検討する。
3. 住民のリテラシー	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民が事前避難を考えるときに、その<u>判断を後押しできるような被害想定情報</u>を住民がもっているかどうかは課題になると思われる。 ・確度の低い情報に基づく防災対応については、事前に情報の内容や防災対応のあり方等をしっかり広報しておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報に関する県民の認知度及び防災意識等の向上を図るため、平時から広く正確に県民へ周知する。
4. 学校の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全は最優先されるべきものであるが、<u>学校だけではなく地域全体で対応しなければならないものである。</u>地域全体で<u>統一感のある対応</u>を考えていかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災対応が社会全体に与える影響は大きく、地域全体で対応する必要があることから、教育委員会と緊密な連携により検討する。
5. 報道の影響	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>報道が住民行動に大きな影響を与える</u>と考えられる。画一的な報道でいいのか、状況に応じて変えた方がいいのかあらかじめ考えておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応については、報道機関と連携した検討を行う。 ・キー局と支局の役割分担など、全国的な対応が求められることから、国WGでの検討を要請する。

南海トラフ地震に関連する情報（異常な現象）に対する受け止め方；静岡県の場合

	ケース 1（M 8 級地震の発生）	ケース 2（M 7 級地震の発生）	ケース 3・4（観測データ等による）
震源域の東側または本県付近で地震発生若しくはプレート境界の固着状態の変化を示唆する現象の発生	<p>①</p> <p>【異常現象に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「突発」地震として位置づけられる <p>【予想される県民等の防災行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実災害として対応 	<p>③</p> <p>【異常現象に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「突発」地震として位置づけられる <p>【予想される県民等の防災行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実災害として対応 	<p>⑤</p> <p>【異常現象に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震との関連性が周知されなければ、平常時の防災意識とほぼ変わらない <p>【予想される県民等の防災行動】</p> <p>行政からの情報発信や呼びかけにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や企業等が日頃の防災対策を確認、点検 ・脆弱性の高い地域の住民及び要支援者は事前避難
震源域の西側または紀伊半島以西で地震発生	<p>②</p> <p>【異常現象に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や企業等の防災意識が相当高まった状況（東日本大震災直後の本県の状況に類似） <p>【予想される県民等の防災行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や企業等が日頃の防災対策を確認、点検 ・脆弱性の高い地域の住民及び要支援者は事前避難 	<p>④</p> <p>【異常現象に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震との関連性が周知されなければ、平常時の防災意識とほぼ変わらない <p>【予想される県民等の防災行動】</p> <p>行政からの情報発信や呼びかけにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や企業等が日頃の防災対策を確認、点検 ・脆弱性の高い地域の住民及び要支援者は事前避難 	<p>（該当なし）</p>

- 県民や企業等が「異常な現象」として捉える場合は、地震・津波の発生を現実のこととして実感・認識することによる
- 県民や企業に対しては、①過剰な不安や混乱が生じている場合；冷静な対応の促進
 - ②異常な現象が伝わっていない場合；平時よりも高い防災意識を促す的確な情報発信、周知啓発が必要
 いずれの場合も、誤報・デマに対する注意喚起が必要
- 脆弱性（危険性）が認められる地域の住民、要支援者に対しては、事前避難・安全確保の呼びかけ等が必要 → 具体的の方針を検討